

令和 6 年 12 月 17 日
大阪広域水道企業団

お 知 ら せ

令和 6 年 11 月 27 日公告の「配水管更新及び布設替工事（2 次工水 2 期管・堺市）」について、下記のとおり特記仕様書の条文を一部削除しましたので、お知らせします。

記

「配水管更新及び布設替工事（2 次工水 2 期管・堺市）」特記仕様書「1. 土木」
第 24 条 鋼管工事（管体製作）

【旧】

管体製作にあたっては、事前に承諾図を提出して、監督職員の承諾を得なければならない。また、日本水道協会の認定工場であるものと ISO : 14001、ISO : 9001 の認証が認められている工場とする。

【新】

管体製作にあたっては、事前に承諾図を提出して、監督職員の承諾を得なければならない。

以上